市民意見交換会にかかる意見・質問及び回答(令和6年4月末時点)

委員会名:建設常任委員会

番号	委員会等で整理した市民からの意見・質問等	意見・質問等への対応(執行部からの回答内容を含む)
1	河川の草刈りに対する支援をお願いしたい。	担当部局(土木建築部)から、以下の通り回答を受けました。 「市が管理する河川においては、市職員が現地を確認の上、状況に応じて草刈りをしているので河川・みなと振興課、各支所に連絡してほしい。また、自治会等の団体に草刈をして頂いた際には報償金を支払う制度を設けている。」
2	大分インターチェンジ北側に建設予定の物流施設の接続道路は車道が 狭いため、事故や渋滞の発生が懸念されるが、工事に際して道路の拡幅 等の条件はあるのか。	担当部局(都市計画部)から、以下の通り回答を受けました。 「大分インターチェンジ北側に建設予定の物流施設の接続道路である市道庄の原 10号線については、事業者において物流施設の出入口交差点に右折レーンを設 けるなどの対策を講じることとしている。」 本委員会としても、工事の実施状況を注視していきます。
3	講じてほしい。	担当部局(都市計画部)から、以下の通り回答を受けました。「大分市内の道路交通の渋滞状況の把握と、渋滞解消を図る渋滞対策計画の策定を目的に、国が設置した大分県交通渋滞対策協議会において、県や市も参画する中、ハード、ソフトの対策を実施している。ハード対策においては、国道10号高江拡幅や、国道210号横瀬拡幅、都市計画道路庄の原佐野線、国道197号鶴崎拡幅、国道442号宗方拡幅、都市計画道路片島松岡線、都市計画道路松原国宗線などの整備を実施し、大分市内での渋滞箇所の解消に取り組んでいる。またソフト対策として、鉄道やバス、自転車での通勤を促す取組をはじめとして、時差出勤やテレワークの奨励、高速道路などを通勤経路に使用し自動車を分散することなどを市内事業者に働きかけており、こうした取組を通じて渋滞の緩和に努める。」本委員会としても、本市の渋滞対策に関する取組について注視していきます。

市民意見交換会にかかる意見・質問及び回答(令和6年4月末時点)

委員会名:建設常任委員会

番号	委員会等で整理した市民からの意見・質問等	意見・質問等への対応(執行部からの回答内容を含む)
4	危険なブロック塀が撤去されないままになっている箇所があるため、 市が点検をして基準をもとにブロック塀の危険度を評価するような仕組 みを構築してほしい。	担当部局(都市計画部)から、以下の通り回答を受けました。「危険性があると思われるブロック塀等の問い合わせに応じて、職員が現地に伺い、基準にもとづいて危険度を判定している。大分市では、平成22年度より倒壊する恐れのある危険ブロック塀等の除却にかかる費用の一部を補助しており、補助の要件は、道路に面し、ブロック塀の高さが1m以上で、ひび割れ・傾きなどがある場合で、補助金の額は、ブロック塀等の除却に要する費用の2分の1以内で上限が7万円である。危険性があると思われるブロック塀等があれば、ご相談いただきたい。」本委員会としても、危険なブロック塀への対策を求めていきます。
5	公共下水道に接続する際の費用負担が大きいので、市から補助がある といいと思う。	担当部局(上下水道局)から、以下の通り回答を受けました。 「公共下水道に接続する際の排水設備工事費については、工事費の一部を助成する制度がある。浄化槽からの切り替えは、下水道本管の使用開始から1年以内であれば5万円を助成しており、くみ取り便所からの切り替えについては、下水道本管の使用開始から1年以内であれば10万円を、2年以内であれば7万円を、3年以内であれば5万円を助成している。加えて、助成制度のほか工事費の融資に対して利子を全額補給する制度も併用して活用することができる。また、負担軽減を図るため令和元年度から新たな制度を導入し、浄化槽の残存価格を考慮し、設置年数が5年以内であれば20万円を、5年を超え10年以内であれば10万円を増額し助成している。さらに、共同住宅については排水量が多く環境負荷が大きいことから早期の接続を促すため、100万円を限度額として工事費の30パーセントを助成する制度を活用することができる。」
6	急な坂道の途中にあるマンホールは雨の日に通る自転車にとって危険であり、そのような箇所については対策をしてほしい。	担当部局(上下水道局)から、以下の通り回答を受けました。「公共下水道のマンホール蓋については、一定の滑り止めを考慮して製作されているが、経年劣化等で表面が摩耗すると滑りやすくなることから、計画的な取り替えを進めている。また、平成30年度にはマンホール蓋を含めた下水道施設構造等の基準を定め、急な坂道や交差点等危険度が高いと判断される場所には、より滑り難いマンホール蓋を設置することとしている。さらに、危険と判断される場所に設置されているマンホール蓋で、取り替え時期をむかえていないものについても、滑り止め塗装を新たに加えるなどの対応も行っている。」本委員会としても、危険なマンホール蓋への対策を求めていきます。